

II.事業所からのよくある質問と回答

1. 全サービス共通
2. 居宅介護支援
3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
4. 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
5. 小規模多機能型居宅介護
6. 認知症対応型共同生活介護

【 1. 全サービス共通（運営基準） 】

	項目	質問内容	回答内容
(1)	管理者の兼務	管理者は同一敷地外で兼務しても問題ないか。	職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない場合は、兼務可能です。
(2)	職員の常勤の考え方	職員の雇用形態により「常勤」「非常勤」が変わるのか。	雇用形態では判断しません。 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。

【 1. 全サービス共通（報酬基準） 】

	項目	質問内容	回答内容
(1)	高齢者虐待防止の措置	小規模事業所であっても、虐待防止委員会や研修の開催をしていない場合は、基準違反となるか。	従業者がたとえ1名であっても、虐待防止委員会や研修を実施する必要があります。 小規模事業所における虐待防止委員会の開催は、法人内の複数事業所による合同開催や、関係機関等の協力を得て開催するようにしてください。
(2)	サービス提供体制強化加算	人員に変更があり、加算要件の割合を満たさなくなった時点で取り下げ等を行わなければならないか。	前年度（3月除く）実績の為、年度途中の提出は不要です。次年度の加算要件を満たさない場合は、3月に提出してください。

【2. 居宅介護支援】

	項目	質問内容	回答内容
(1)	特定事業所加算	算定要件にある事例検討会や研修会は年に何回以上開催する必要があるのか。	年1回以上必要です。毎年度少なくとも次年度が始まるまでに、次年度の計画を定める必要があります。
(2)	ケアプランの軽微な変更	短期目標期間の更新等の軽微な変更にあたる際に、変更箇所を二重線等で見え消しすべきか第2表のみを再発行して同意サインをいただくべきか、決まっていることはあるか。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）において、軽微な変更を行う場合には、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準（平成11年厚令第38号）の第13条第3号から第12号までに規定されたケアプラン作成にあたっての一連の業務を行う必要はないものとしてされています。記載方法は事業所で判断していただき、変更内容を利用者へご説明ください。

【 3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

	項目	質問内容	回答内容
(1)	オペレーターの兼務	オペレーターが兼務可能な範囲はどこまでか。	利用者からの通報を受け付けるに当たり支障のない範囲で、当該事業所の定期巡回サービス、随時訪問サービスに従事可能です。 また、一体的に運営する訪問介護事業所、訪問看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所の職務（利用者に対するサービス提供を含む。）にも従事可能です。 なお、オペレーターが他の職務に従事する場合は、利用者からの通報を適切に受け付ける体制を確保することが必要です。
(2)	訪問時の駐車場代	訪問の際に発生するコインパーキングの利用料金を、利用者から徴収してもよいか。	「通常の事業の実施地域」内にある利用者宅を訪問する際の交通費については、介護報酬に含まれているため、駐車場代は取れません。

【 4 . 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護】

	項目	質問内容	回答内容
(1)	生活相談員の資格	生活相談員の資格要件のうち「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者」の「同等以上の能力を有すると認められる者」はどのような者が入るか。	市川市で認めている者は、介護支援専門員及び介護福祉士です。
(2)	利用者の定員変更	利用定員を増やしたいと考えている。 その場合に必要な手続きを教えてください。	利用定員の増加により、人員基準や設備基準にも影響が出る場合があり、事業所の状況によって手続きが異なりますので、事前にご相談ください。

【 5. 小規模多機能型居宅介護】

	項目	質問内容	回答内容
(1)	介護支援専門員の配置	職員の急な退職により、新たに介護支援専門員を配置する。小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修は、これから受講予定であるが、問題ないか。	研修を修了することが確実に見込まれる者であれば差支えありません。 変更届の提出にあたっては、研修受講に係る誓約書も併せてご提出ください。
(2)	総合マネジメント体制強化加算	算定要件にある「地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること」とは具体的にどんな取組をすればよいか。	例えば、利用者と馴染みの関係にある地域住民、商店等の多様な主体との関わり、利用者の地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所従業者で共有していることを言います。

【 6. 認知症対応型共同生活介護】

	項目	質問内容	回答内容
(1)	計画作成担当者の変更	現在の計画作成担当者が退職し、新たな計画作成担当者に変更した際に、新しい計画作成担当者の名前で計画書をすべて作り直す（同意の取り直し含む）必要があるか。	計画書の内容に変更が無ければ、作り直しは必要ありません。
(2)	初期加算と入院時費用の算定	8 / 8 から40日間入院していた方について、初期加算と入院時の費用の両方を算定することは可能か。	可能です。 入院時の費用については、入院日及び退院日を除き、1月に6日間を限度に算定可能です。